

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度

平成 27 年度税制改正で「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」という制度が創設されました。適用時期は平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間。大綱の記載内容を見ると、平成 25 年度税制改正により創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と、制度の大枠は似ていますが、実は大きな違いがあります。

	結婚・子育て資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置	教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置
期間	平成 27 年 4 月 1 日から 31 年 3 月末	平成 25 年 4 月 1 日から 31 年 3 月末
受贈者	20 歳以上 50 歳未満の個人	30 歳未満の個人
贈与者	受贈者の直系尊属	受贈者の直系尊属
限度額	受贈者1人につき 1,000 万円（結婚費用 300 万円）	受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以 外の支払 500 万円）
用途	<ul style="list-style-type: none"> 結婚に際して支出する婚礼費用、住居に要する費用、引っ越しに要する費用で一定のもの 妊娠、出産に要する費用、子供の医療費、保育料のうち一定のもの 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等に支払われる入学金、授業料および学学校等における教育に伴って必要な費用など 学校等以外に支払われる金銭のうち一定のもの
終了事由	①受贈者が 50 歳に達したとき ②受贈者が死亡したとき ③信託財産の価額がゼロとなり終了の合意があったとき	①受贈者が 30 達したとき ②受贈者が死亡したとき ③信託財産の価額がゼロとなり終了の合意があったとき
終了時の課税 (終了事由①③)	残額に贈与税課税	残額に贈与税課税
受贈者死亡時の課税 (終了事由②)	残額があっても贈与税の課税なし	残額があっても贈与税の課税なし
期間中に贈与者死亡	贈与者死亡時の残額を相続財産に加算	課税なし

ということで、1,000万円までを結婚や子育ての費用に使う場合、贈与税は非課税になりますが、教育資金贈与と同様、銀行等金融機関に口座を開設し、贈与する金額を預けて、領収書等を提出して、必要な時に引き出すことになります。

将来の経済的な不安が、若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因のひとつとなっていることを踏まえての本制度の創設だそうです。結論からいうと相続税対策としてはあまり使えません。一番のネックは、**贈与者が亡くなった場合に相続財産に加算される**ということです。

そもそも結婚費用、妊娠出産費用、子の医療費は、その都度実費（常識の範囲内）であれば、扶養義務者である親や祖父母が支払う場合には贈与税の課税対象ではありません。一括で渡しても贈与者が亡くなった場合には相続財産に加算されるというのでは、相続税対策としてはあまりメリットがないのです。相続税対策というよりは、まさに創設の理由づけとなった金銭的な不安を払拭することが目的だと考えた方がいいかもしれません。

逆に**教育資金贈与**の使い勝手がいいのは、贈与者の死亡の日における残額に課税されないこと、生前贈与加算の対象ではない（相続開始前 3 年以内でも相続財産に組み込まれない）ので、高齢の祖父母が一括で相続財産を減らせるところなのです。